

議案第3号

二宮町個人情報保護条例の一部を別紙のように改正する。

令和4年2月18日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律を廃止し、個人情報保護制度を個人情報の保護に関する法律に統合する改正が行われることに伴い、引用する条項の整備を行うため、本条例の一部を改正するために提案する。

二宮町個人情報保護条例の一部を改正する条例

二宮町個人情報保護条例（平成10年二宮町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(議案第3号) 二宮町個人情報保護条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。)を除く。)をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)～(9) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。)を除く。)をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)～(9) (略)</p>